仕　様　書

1　業務名　女性のがん検診集団検診業務及び手数料徴収事務

2　目的　乳がん及び子宮頸がんに関する正しい知識の普及、啓発を図るとともに、早期発見、早期治療に努めることを目的とする。

3　委託期間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

4　対象者　大津市内に住民票がある者又は、大津市の生活保護を受給する４０歳以上の者その他これらに準ずる者として市長が認める者を対象とし、同一人につき乳がん検診は２年度に１回、子宮頸がん検診は５年度に１回（要追跡精検者は翌年度）とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。

⑴ 乳がん検診

① 昨年度又は今年度に大津市乳がん検診を受けた者
② 過去１０年以内に乳がんの治療を受けた者
③ 自覚症状のある者
④ 乳腺の疾患で医療機関において治療中又は経過観察中の者
⑤ ヒアルロン酸又は脂肪注入を含む豊胸手術をしたことがある者
⑥ 両側の乳房再建術をしたことがある者
⑦ 心臓ペースメーカー、Ｖ－Ｐシャント（水頭症手術）、ＣＶポート（皮下埋込型ポート）等の人工物を挿入している者
⑧ 妊娠中又は妊娠の可能性のある者
⑨ 授乳中及び卒乳後で乳汁の分泌が続いている者

⑵ 子宮頸がん検診

① 今年度に大津市子宮頸がん検診を受けた者
② 自覚症状のある者
③ 子宮頸がんや異形成で治療中又は経過観察中の者
④ 手術等で子宮頸部が残存していない者

5　年間予定件数

区分	受診者数 見込み	予定枠
乳がん検診　４０歳以上５０歳未満	189 人	680 件
乳がん検診　５０歳以上	400 人	
子宮頸がん検診　ＨＰＶ検査	180 人	200 件
子宮頸がん検診　トリアージ検査	18 人	

※なお、上記件数は予定数であり、年間件数を保証するものではない。予約状況やキャンセル状況等により変更になる。

6　日程　検診を実施する日程は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までに以下の回数を実施するものとする。

乳がん検診については、土曜及び日曜の午後を基本とし、１２回実施する。また、このうち１～２回は平日に実施する。

子宮頸がん検診については、乳がん検診１２回の中で同時実施として４回実施する。

日程の詳細は、契約締結から委託期間開始までに、双方の協議により決定する。

7　実施（委託）場所　大津市内の公共施設

8　業務内容　本業務の実施に当たっては、大津市健康増進事業実施要領（子宮頸がん検診、乳がん検診に係る部分に限る。）、滋賀県が定める「がん検診実施のための指針（乳がん検診）６及び９―（３）、「がん検診実施のための指針（子宮頸がん検診）」８及び１２―（３）に基づき実施する。また、併せて地方自治法（昭和２２年法第６７号）第２４３条の２第１項の規定により手数料徴収事務を行うこと。

⑴　検診に係る事前業務

①　実施場所の利用申請及び検診バス設置場所の確保は市が行う。実施場所の鍵等の借用は受託機関が行う。施設の都合により鍵の受け渡しを検診日前日の実施場所開庁時間内に行う必要がある場合がある。また、受託機関は実施場所の管理者より、借用物の管理や使用時の注意事項について確認しておくこと。

②　帳票類は市が作成したものを使用する。提供は検診前日までに行う。なお、受託機関が作成する帳票の使用を希望する場合は、市に確認し、協議した上で使用するものとする。

③　検診実施前に必要に応じて市と打ち合わせを行う。

④　その他、事前準備については、市と受託機関が協議の上、行う。

⑵　受付（事前及び当日）

①　予約の受付は市が行い、受付簿を作成し、データで受託機関に渡す。

②　受託機関は受付簿を受領後、検診に必要な書類を作成する。

③　当日、市から受領した受付簿に基づき、来所受診者の受付時間を確認後、各種検診票、同意書（集団検診用）、事前確認書を渡し、記入を促す。

⑶　本人確認及び手数料徴収

本人確認書類（マイナ保険証、資格確認書、又は運転免許証等）で本人確認を行い、受診対象者リストに記載の費用徴収区分に応じて検診手数料の徴収を行う。この際、費用徴収区分を受診者本人に確認する。

大津市手数料条例（平成１２年条例第１２号）に規定されている乳がん検診及び子宮頸がん検診に係る手数料を徴収するものとする。

ただし、市民税非課税世帯に属する者、当該年度において７０歳以上の者、６５歳から６９歳の後期高齢者医療制度加入者、生活保護世帯に属する者、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属す

る者については、無料とする。市民税非課税世帯に属する者、生活保護世帯に属する者又は中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者である旨の申出があった場合は、各検診票の＜検診手数料減免確認承諾欄＞に本人の自署をいただくこと。

また、上記の規定にかかわらず、無料クーポン券対象者は無料とし、大津市国民健康保険加入者にあっては、大津市国民健康保険により助成があるため無料とする。その他、徴収に係る事務の取扱いについては、「各種検診手数料徴収事務取扱要領」で定める。

① 手数料徴収の際に提出された、乳がん検診無料クーポン券、乳がん検診受診券、子宮頸がん検診受診券については検診票と併せて大津市に提出すること。なお、受託者が徴収した手数料については、公金であり、受け取った金銭その他の物については善管注意義務をもって保管すること。

② 徴収した費用の区分を検診票に記入し、開催会場ごとに市の提供する様式で費用区分明細書を作成すること。

⑷ 問診

各検診票の確認事項（月経及び分娩・妊娠等に関する事項、不正性器出血等の現在の症状及び過去の検診の受診状況等）で検診対象者であることを確認する。

各検診票に記入漏れがないかを確認する。記入漏れがあれば、聞き取りをして記入する。

また、検診票の問診欄を確認した際、検診対象外であった場合は、受診できない旨を該当者に説明する。

⑸ 実施における留意点

① 乳がん検診

ア. 検診票の内容を確認の上、撮影を行うこと。

イ. 乳房エックス線の撮影装置は、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、少なくとも適切な線量および画質基準を満たすこと。

なお、日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する講習会またはこれに準ずる講習会を修了した診療放射線技師が乳房撮影をすることが望ましい。乳房のエックス線撮影については、両側乳房について内外斜位方向撮影を行うものとし、４０歳以上５０歳未満の者については、内外斜位方向とともに頭尾方向撮影も併せて行うものとする。

ウ. 乳房のエックス線（マンモグラフィ）の読影については、読影室の照度やモニタ、シャウカステンの輝度に十分配慮する等読影環境を整えた上で、十分な経験を有する医師（日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する読影講習会又はこれに準ずる講習会を修了していることが望ましい。）による読影を行うことを原則とする。

２名以上の医師が同時に又はそれぞれ独立して読影する。このうち１名は、日本乳がん検診精度管理中央機構による読影試験判定でＢ以上であることが望ましい。

また、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影することが望ましい。読影結果の判定は、乳房の左右の別ごとに行う。

② 子宮頸がん検診

ア. 検診票の内容を確認の上、視診、医師による HPV 検査単独法行い、HPV 検査陽性となった場合にトリアージ検査を行う。

イ. 視診は膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

ウ．　HPV 検査単独法の実施にあたっては、HPV 検査とトリアージ検査で同一の検体を用いるため、液状化検体細胞診を用いること。子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法によって検体を採取し、迅速に処理する。また、日本産婦人科学会及び日本婦人科がん検診学会による「対策型検診における HPV 検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」を参考にすること。

エ．トリアージ検査において、検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有し、県および関係団体が実施する従事者講習会を受ける医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

オ．　HPV 検査単独法の結果は、下記(ア)～(エ)の指導区分で判定し、速やかに受診者に通知する。なお、確定精検の必要性の有無に加え、追跡検査の必要性を附すこと。

(ｱ)　精検不要

HPV 検査結果が「陰性（－)」の場合

(ｲ)　要追跡精検

HPV 検査結果が「陽性（＋)」で、トリアージ精検（細胞診）の結果が「NILM」の場合

(ｳ)　要確定精検

HPV 検査結果が「陽性（＋)」で、トリアージ精検（細胞診）の結果「ASC-US 以上」の場合

(ｴ)　判定不能

HPV 検査結果が「陽性（＋)」で、トリアージ精検（細胞診）の結果が判定不能の場合

カ．　重複子宮の受診者については、それぞれの子宮頸部の細胞を採取し、検診結果を記入する。

③　共通

検診にあたっては、安全の確保をする。

ア．会場内の誘導及び検診車への誘導をする。

イ．各施設の利用にあたっては、施設管理者の事前説明及び指示に従うこと。検診後は、机、椅子等の片付け、窓の施錠、出入口の施錠の点検を行い、公民館及びコミュニティセンターにおいては点検した項目を所定の用紙に記入して提出すること。鍵の返却については、借用の際の説明された場所に返却すること。

⑹　受診者への検診結果通知

検診実施日から３０日以内に結果通知書を送る。要精密検査者の通知は簡易書留郵便、精密検査不要者（子宮頸がん検診は要追跡精検者、判定不能者を含む）の通知は特定記録郵便にて送付する。なお、結果通知の形態は以下のとおり。

ア．要精密検査通知

長３の封筒に対象者の氏名及び「精密検査依頼書在中」と記載し、受診者の情報（ふりがな・氏名・生年月日・検診票に記入している住所・電話番号）及び一次検診の内容について記入した乳がん検診（子宮頸がん検診）精密検査依頼書兼結果票、乳がん検診（子宮頸がん検診）検診票（大津市控え）の写し及び返信用封筒を封入する。

角２の封筒に、上記の封筒と乳がん検診票本人控え、受託機関作成の結果通知書（子宮頸がん検診のみ)、「精密検査が必要となられた方へ」、及び乳房エックス線写真（デジタ

ル画像データ）を封入する。

※「精密検査が必要となられた方へ」、長３封筒及び返信用封筒は大津市が準備する。

イ．精密検査不要通知

乳がん検診票本人控え、受託機関作成の結果通知書（子宮頸がん検診のみ）を送付する。

ウ．要追跡精検　※子宮頸がん検診のみ

子宮頸がん病変を疑う所見はないが、HPV 検査陽性であることから将来的に子宮頸がんを発症する可能性のリスクがある状態であることを通知し、１年後の追跡精検の受診勧奨を行う。

エ．判定不能　※子宮頸がん検診のみ

検診結果が判定できていない旨を説明し、医療機関を受診するよう指導する。

⑺　大津市への検診結果の報告

検査結果の報告については、検診を実施した月ごとに総合判定結果まで記入した検診票及び同意書を速やかに提出すること。

９　受診者への検診結果の通知業務に係る検査等

⑴　事前準備

ア．受託者は、結果発送に係る業務の作業工程及び作業工程に基づいたチェックリストを書面にして作成し、大津市に提出する。なお、送付書類の準備に関する発送責任者を作業工程書に記入し、チェックリストには作業責任者の署名欄を設けること。

イ．大津市は、提出された作業工程書及びチェックリストを検査し、合格したものに基づき、適正に処理されているかの確認をする。

⑵　発送前の検査

ア．受託者は、作業ごとにチェックリストを使用し、必ず複数の作業者で間違いがないことを確認すること。当該確認後、速やかにその旨を大津市に報告すること。

イ．大津市は、前号の報告を受けたときは、発送前にチェックリストに基づき作業が実施されたことを確認する。確認方法については、大津市と受託者で協議し決定すること。

ウ．受託者は、大津市の確認が完了したものを発送すること。

１０　結果の保存

受託者は、保険医療機関及び保険医療養担当規則９条に基づき、検診結果および撮影した画像は少なくとも５年間保存すること。また、市からの乳房エックス線写真の提出依頼があった場合は、速やかに提出すること。

１１　委託料の請求及び支払

委託料の請求及び支払は、委託契約書に定める。なお、受託者への支払は、検診手数料徴収分を差し引いた上で支払うものとする。

１２　その他

⑴　この仕様書に定められていない事項については、大津市と受託者が協議の上、検診業務を遂行す

ること。

⑵　天災その他不測の事態において、市民への対応を必要とする事象が発生した場合は、速やかに大津市に報告し、大津市の指示に基づき市民の対応にあたることとする。

⑶　本業務の遂行に当たり、受託者は法令遵守すること。また、実施に当たって疑義が生じた場合は、必ず大津市の指示を受けて実施すること。

⑷　感染症予防対策について、十分に対策を講じること。

⑸　仕様書に定めるものを除き、業務に必要な経費、検査機材、備品及び消耗品等は受託者の負担とする。

⑹　検診の実施に関し、事前に乳房エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示する責任医師および緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、大津市に提出すること。